

通関協議会（本関地区）

（令和2年7月開催関係）

令和2年7月開催の通関協議会につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から中止となりましたが、当日、横浜税関から説明を予定しておりました議題の配布資料を掲載いたしますのでご活用願います。

○配布資料（議題）

1. 「マスクおよび消毒液の輸入通関に関する Q&A」の更新について
2. 「令和元年度台風 19 号」の被害に対応した税関手続について
3. 中華人民共和国産トリス(クロロプロピル)ホスフェートに対する暫定的な不当廉売関税の課税について
4. 第54回通関士試験の実施について

次回開催予定日 **令和2年9月8日(火)**

開催場所 横浜税関本関 7階 大会議室

【新型コロナウイルス感染症の状況によっては、開催を中止する場合があります。】

当協会に関するご質問・通関協議会の議題等がありましたら、事務局あてご連絡ください

公益財団法人日本関税協会横浜支部

TEL 045-680-1757 FAX 045-680-1758

E-mail: bra_yokohama@kanzei.or.jp

令和 2 年 7 月
横浜税関業務部

関係者 各位

「マスクおよび消毒液の輸入通関に関する Q&A」の更新について

日頃から税関行政に格別のご理解、ご協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

関税局・税関は、新型コロナウイルス感染症対策として、輸出入通関手続等に関して柔軟な対応を行っています。

このところ、マスクや消毒液等の輸入通関に関するお問い合わせが多数寄せられていることを踏まえ、円滑に通関を行うため、よくある質問についての Q&A を掲載しているところ、エタノールを含有する製品に係る酒税法上の酒類の該非に係る事例を追加しましたのでお知らせします。

(掲載) 税関ホームページ

https://www.customs.go.jp/news/news/faq_mask.htm

【問い合わせ先】

○業務部通関総括第 1 部門

電話：045-212-6150



税関
Japan Customs

文字サイズ [+ 大きく](#) [元に戻す](#) [- 小さく](#)

サイト内検索

検索

ホーム	海外旅行の手続き	輸出入の手続き	水際での取締り	貿易統計	カスタムズアンサー (FAQ)				
全国の税関	函館	東京	横浜	名古屋	大阪	神戸	門司	長崎	沖縄

現在位置: [ホーム](#) > [新着情報～お知らせ～](#) > マスク及び消毒液の輸入通関に関するQ&A

マスク及び消毒液の輸入通関に関するQ&A

関税局・税関は、新型コロナウイルス感染症対策として、輸出入通関手続等に関して柔軟な対応を行っています。このところ、マスクや消毒液等の輸入通関に関するお問合せが多数寄せられていることを踏まえ、円滑に通関を行うためによくある質問についてQ&Aを作成いたしました。皆様が入通関をされる際の一助となれば幸いです。

Q1 外国からマスクや消毒液を輸入するが、関税や消費税は課されるのか？

A1

■ (関税について)

一般に市販されているような使い捨ての人工繊維の不織布製衛生マスクを中国、韓国等から輸入するのであれば、そのマスクは輸入統計品目表の番号6307.90-029に分類され、関税率(協定税率)は4.7%となります。綿100%織物(ガーゼ)マスクであれば、同番号6307.90-010に分類され、関税率(協定税率)は6.5%となります。また、一般に市販されているような消毒液を中国、韓国等から輸入するのであれば、その消毒液は輸入統計品目表の番号3808.94-000に分類され、関税率(協定税率)は3.9%となります。なお、経済連携協定を結んだ国やベトナム等の特惠受益国等から上記のようなマスクや消毒液を輸入する場合には、原産性等の要件を満たすときは、関税率は無税となります。

■ (消費税について)

消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)率は、10%となります。

[参照情報] [実行関税率表\(2020年4月1日版\)](#)

※無償の救援物資については関税、消費税を免除する手続がございます。詳しくはQ3をご覧ください。

※商品の材質や輸出国によって税率が異なる場合がありますので、正確な関税分類と税率については、輸入通関手続を予定している税関の以下の担当部門へ電子メールによる問合せをお願いいたします。

メール送付に際しては、相談者名並びに、連絡可能なメールアドレス及び電話番号を明記のうえ、迅速かつ正確な回答のために輸入商品の名称、性状、材質、画像等をご提示ください。

■ 電子メールによる税番(関税分類)・税率に関する相談

東京税関業務部首席関税鑑査官: tyo-gyomu-info@customs.go.jp

横浜税関業務部関税鑑査官: yok-kansakan@customs.go.jp

神戸税関業務部関税鑑査官: kobe-bunrui@customs.go.jp

大阪税関業務部関税鑑査官: osaka-bunrui@customs.go.jp

名古屋税関業務部関税鑑査官: nagoya-gyomu-kansa@customs.go.jp

門司税関業務部関税鑑査官: moji-kansakan@customs.go.jp

長崎税関業務部関税鑑査官: nagasaki-kansakan@customs.go.jp

函館税関業務部関税鑑査官: hkd-gyomu-kansa@customs.go.jp

沖縄地区税関業務部門関税鑑査官: oki-9a-bunrui@customs.go.jp

Q2 関税、消費税の税額計算方法を知りたい。

A2

関税、消費税等の税額の計算方法については、[カスタムズアンサー「1111 関税、消費税等の税額計算方法」](#)で具体的な計算方法を確認してください

Q3 マスクや消毒液の輸入について、優先的な通関手続や関税、消費税が免除されると聞いたが、手続方法を確認したい。

A3

■ (優先的な通関手続)

新型コロナウイルス感染症対策に係る救援物資やライフラインを確保するための物資など緊急に通関を行う必要がある物品の輸出入通関については、優先して行うこととしています。

財務省関税局・税関の組織

[財務省関税局・税関の紹介](#)

[税関所在案内](#)

[所管の法人に関する情報](#)

施設等機関

[関税中央分析所](#)

[税関研修所](#)

関税政策・税関行政

[所管法令等](#)

[特殊関税](#)

[審議会・研究会](#)

[政策評価\(関税局・税関関連\)](#)

[国際機関\(WTO・WCO\)](#)

[地域協力\(APEC\)](#)

[経済連携協定\(FTA/EPA\)](#)

[税関相互支援協定\(CMAA\)](#)

税関手続

[手続案内\[e-Gov\(イーガブ\)へ\]](#)

[各種様式及び記載要領](#)

その他

[情報公開・個人情報保護](#)

[パブリックコメント](#)

[調達情報](#)

[税関関係用語集](#)

[よくある質問](#)

[リンク](#)

[お問合せ](#)

税関のPR活動

[税関Facebookページ](#)

■（関税、消費税の免除）

輸入申告の際に、その申告に係る貨物が無償で提供されるものであることを確認できる場合には、輸入者の申請に基づきその貨物に課される関税、消費税は免除されます。同対策に係る救援物資等の輸入申告については、簡易な様式により手続を行うことができます。

（根拠規定：関税法第15条第1項第3号並びに輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律第13条第1項第2号及び第3項第2号）

優先的な通関手続や関税、消費税の免除を希望される場合は、輸入申告の際に税関に申し出てください（通関業者に申告手続を依頼する場合は、依頼する通関業者にその旨をお伝えください。）。

〔参照情報〕[「新型コロナウイルス感染症対策に係る輸出入通関手続等について」](#)

Q4 マスクや消毒液の輸入規制について確認したい。

A4

■（マスクについて）

輸入されるマスクが一般に市販されている健康・予防、衛生環境の維持等に用いられるマスク（衛生マスク）であれば、輸入規制の対象とはなりません。

ただし、商品の機能等の表示内容等により厚生労働省所管の「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」の医療機器等に該当し輸入規制の対象となる可能性がありますので、輸入を考えている企業等が所在する都道府県の薬務主管課へ事前にご確認いただくようお願いいたします。

■（消毒液について）

輸入される消毒液が人体に使用されることが目的とされている場合や商品の機能等の表示内容等により、厚生労働省所管の「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」の医薬品等に該当し輸入規制の対象となる可能性がありますので、輸入を考えている企業等が所在する都道府県の薬務主管課へ事前にご確認いただくようお願いいたします。

※輸入しようとするマスクや消毒液が同法の輸入規制の対象となる場合には、税関に対する輸入申告に係る審査等の際に、同法の規定に基づく必要な手続が完了している旨を税関に証明して確認を受けなければ輸入は許可されません。

なお、同法に基づく必要な手続等については、以下をご参照ください。

〔参照情報〕

[カスタムズアンサー「1801税関で確認する輸入関係他法令の概要」](#)

[カスタムズアンサー「1805医薬品医療機器等法に基づく輸入規制の税関における確認内容」](#)

[厚生労働省HP:衛生用具\(マスク、防護服、体温計、消毒液等\)の輸入について\(Q&A\)](#)

Q5 マスクを国内で転売することは認められるか？

A5

マスクの転売に関する規制については、主管官庁（経済産業省、厚生労働省等）へお問合せをお願いいたします。

〔参照情報〕[「マスク転売規制についてのQ&A」](#)が厚生労働省・経済産業省・消費者庁から公表されています。

Q6 その他、輸入通関手続に関しての不明点について確認したい。

A6

輸入通関手続に関してご不明な点がある場合には、輸入通関手続を予定している税関の以下の担当部門へ電子メール（相談者名並びに、連絡可能なメールアドレス及び電話番号を明記してください）による問合せをお願いいたします。

■ 電子メールによる通関手続に関する問い合わせ先

東京税関業務部税関相談官室：tyo-gvomu-sodankan@customs.go.jp

横浜税関業務部税関相談官室：yok-sodan@customs.go.jp

神戸税関業務部税関相談官室：kobe-sodan@customs.go.jp

大阪税関業務部税関相談官：osaka-sodan@customs.go.jp

名古屋税関業務部税関相談官室：nagoya-gvomu-sodankan@customs.go.jp

門司税関業務部税関相談官：moji-sodankan@customs.go.jp

長崎税関業務部税関相談官：nagasaki-sodan@customs.go.jp

函館税関業務部税関相談官：hkd-gvomu-sodan@customs.go.jp

沖縄地区税関業務部門税関相談官：oki-9a-sodan@customs.go.jp



Q7 土日、祝日も輸出入通関をすることはできるのか。

A7

土日、祝日においても、税関における輸出入通関手続は可能です。
税関の窓口の開庁時間等については、「[通関等窓口の開庁時間及び時間外事務の取扱いについて](#)」でご確認いただけます。

Q8 外国から消毒液として使用するエタノールを含有する製品を輸入するが、酒税は課されるのか？

A8

輸入しようとする製品(エタノールを含有する製品)が酒税法上の酒類に該当する場合には酒税が課されますが、次のいずれかに該当するものについては、酒税法上の酒類に該当せず、酒税は課されません。

- ・ 厚生労働省所管の「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」(以下「薬機法」という。)の規制対象となる製品(A4「消毒液について」もご参照ください。)であって薬機法の規定に基づく必要な手続を完了したもの
- ・ 薬機法の規制対象とならない製品であるが、食用に適さない添加物を使用するなどの飲用に供することができないもの(※)
(※)容器の形状(例えば、スプレー容器)や飲用以外の用途に供する旨の表示(例えば、「除菌用」と表示)は、飲用の可否の判断材料とはなりません。
また、化学合成により生成したアルコール(合成アルコール)を使用した製品は、飲用に供することができません。

〔参照情報〕

[カスタムスアンサー「3105 酒類の輸入について」](#)

[▶ ページの先頭へ](#)

[> 著作権等](#) > [免責事項](#) > [プライバシーポリシー](#) > [ウェブアクセシビリティ方針](#) > [よくある質問](#) > [お問合せ](#)

〒100-8940 東京都千代田区霞が関3-1-1 (財務省関税局)

[▶ 財務省案内図](#)

Copyright(C) 財務省

令和 2 年 7 月
横浜税関業務部

関係者 各位

「令和元年台風第 19 号」の被害に対応した税関手続について

日頃から税関行政に格別のご理解、ご協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

関税局・税関は、令和元年台風第 19 号の被害に対応するため、関税法等に基づく申請等の期限を延長する等の措置を講じていましたが、その期限を令和 2 年 8 月 31 日としましたので、税関への申請等を行う必要がある方は、上記期限までに申請等の手続をお願いします。

なお、今回の災害の影響により、上記期限までに申請等の手続が困難な方又は手数料の軽減・免除を受けたい方につきましては、税関に個別にご相談ください。

(掲載) 税関ホームページ

https://www.customs.go.jp/news/news/20191016_index.htm

【問い合わせ先】

○業務部通関総括第 1 部門

電話：045-212-6150

中華人民共和国産トリス（クロロプロピル）ホスフェートに対する 暫定的な不当廉売関税の課税について

NACCS掲示板からの転載

【税関からのお知らせ】業務コード集の一部変更について

2020年6月26日

トリス（クロロプロピル）ホスフェートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令に基づき、関税定率法の別表第二九一九・九〇号に掲げる物品のうちトリス（クロロプロピル）ホスフェートであって、中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とするもののうち、令和2年6月27日（土）から10月26日（月）までの期間内に輸入されるものには、暫定的な不当廉売関税が課されます。これに伴い、業務コード集「5-1. NACCS 用品目コード（輸入）」及び「21. 内国消費税等種別コード（輸入）」が以下のとおり変更されますので、お知らせいたします。

「5-1. NACCS 用品目コード（輸入）」（共通）

番号・細分	NACCS 用品目コード	備考	区分
291990000†	2919900001	その他のもの	削除
	2919900012	医薬品関税相互撤廃該当品目で協定国を原産地とするもの	削除
291990900†	2919909005	その他のもの	新設
	2919900023	医薬品関税相互撤廃該当品目で協定国を原産地とするもの	新設

「21. 内国消費税等種別コード（輸入）」（共通）

中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）産
トリス（クロロプロピル）ホスフェート（2919.90-100（3））

NACCS 用コード	適用税率（%）		区分
S009001	37.2	中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く）産	新設

参 考

- ・財務省告示第154号（令和2年6月26日）
- ・「トリス（クロロプロピル）ホスフェートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令」（政令第208号）
- ・個別通達「トリス（クロロプロピル）ホスフェートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する取扱いについて」（財関第640号 令和2年6月26日）

令和2年

第54回通関士試験受験案内

財務省

この試験は、通関士として必要な知識及び能力を有するかどうかを判定することを目的として行われます。

受験を希望される方は、以下の説明をよく読んで間違いのないようにしてください。

I 通関士試験要領

1 受験資格

学歴、年齢、経歴、国籍等についての制限はありませんので、どなたでもこの試験を受けることができます。

2 試験の日時と試験科目

(1) 試験の日 令和2年10月4日(日)

(2) 試験科目及び時間

試験科目	時間
《1》通関業法	9:30～10:20
《2》関税法、関税定率法その他関税に関する法律及び外国為替及び外国貿易法（同法第6章に係る部分に限る。）	11:00～12:40
《3》通関書類の作成要領その他通関手続の実務	13:50～15:30

「その他関税に関する法律」とは、具体的には次のものをいいます。

- 関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）
- 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和27年法律第112号）
- コンテナに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（TIR条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和46年法律第65号）
- 物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約（ATA条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和48年法律第70号）
- 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和52年法律第54号）

これらの科目の出題範囲は、法律のほか、それぞれの法律に基づく関係政令、省令、告示及び通達とし、令和2年7月1日(水)現在で施行されているものとします。《1》及び《2》の科目においては、前記の法令、告示及び通達以外の条約等（TIR条約、経済連携協定等）は、出題範囲に含みません。

なお、通関業法に規定する通関業者に係る出題については、関税法第79条の2の規定において定義する認定通関業者に係るものを含みます。

3 試験の方法等

(1) 各試験科目とも筆記（マークシート方式）により行います。

試験科目	出題形式、配点及び出題数			
	選択式 (注1)	択一式	計算式	選択式・ 計算式
《1》通関業法	35点(10問)	10点(10問)	/	/
《2》関税法、関税定率法その他関税に関する法律及び外国為替及び外国貿易法（同法第6章に係る部分に限る。）	45点(15問)	15点(15問)		
《3》通関書類の作成要領その他通関手続の実務				
通関書類の作成要領(注2)	/			20点(2問)
その他通関手続の実務	10点(5問)	5点(5問)	10点(5問)	/

注1. 「選択式」とは、文章の空欄に当てはまる最も適切な語句を選択肢から選んで解答する形式、又は五肢の中から「正しいもの」若しくは「誤っているもの」を複数選択する形式です。

注2. 輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）を使用して行う輸出申告と輸入申告の問題を、前回（第53回）と同様の形式で各1問出題します。

(2) 試験合格のためには、前記3(1)に掲げる各試験科目とも合格基準を満たす必要があります。

4 試験実施地と受験願書の提出先

試験実施地	受験願書の提出先	所在地	電話番号 (FAX番号)
北海道	函館税関 通関業監督官	〒040 函館市海岸町24番4号 -8561 函館港湾合同庁舎	0138-40-4259 (0138-45-8872)
新潟県	東京税関 通関業監督官	〒135 東京都江東区青海2丁目7番11号	03-3599-6316
東京都		-8615 東京港湾合同庁舎	(03-3599-6464)
宮城県	横浜税関 通関業監督官	〒231 横浜市中区海岸通1丁目1番地	045-212-6051
神奈川県		-8401	(045-651-6106)
静岡県	名古屋税関 通関業監督官	〒455 名古屋市港区入船2丁目3番12号	052-654-4005
愛知県		-8535 名古屋港湾合同庁舎	(052-653-4805)
大阪府	大阪税関 通関業監督官	〒552 大阪市港区築港4丁目10番3号 -0021 大阪港湾合同庁舎	06-6576-3251 (06-6576-6071)
兵庫県	神戸税関 通関業監督官	〒650 神戸市中央区新港町12番1号	078-333-3026
広島県		-0041	(078-333-3166)
福岡県	門司税関 通関業監督官	〒801 北九州市門司区西海岸1丁目3番10号 -8511 門司港湾合同庁舎	050-3530-8371 (093-332-8410)
熊本県	長崎税関 通関業監督官	〒850 長崎市出島町1番36号 -0862	095-828-8628 (095-827-0580)
沖縄県	沖縄地区税関 通関業監督官	〒900 那覇市港町2丁目11の1 -0001 那覇港湾合同庁舎	098-862-8658 (098-863-0390)

注. 試験会場については、税関ホームページ (<http://www.customs.go.jp/>) に掲載しております。また、受験票に記載のうえ通知します。

5 受験願書受付期間等

(1) 受験願書を書面により提出する場合

受付期間は、令和2年7月27日（月）から同年8月11日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日等を除く。）とし、受付時間は、午前10時から午後5時までとします。

郵送の場合には、令和2年8月11日（火）までの消印のあるものに限り受け付けますが、なるべく同月7日頃までに発送するようにしてください。

(2) 受験願書をNACCSを使用して提出する場合

受付期間・時間は、令和2年7月27日（月）午前10時から同年8月11日（火）午後5時までとします。（土曜日、日曜日及び祝日等を含む。）

なお、受験願書をNACCSを使用して提出する場合には、必ず前記の受付期間・時間内に受験手数料を電子納付してください。受験手数料の納付及び受験票の提出があるまでは受理が保留されますので注意してください。

その他、NACCSの利用申込み手続及び使用方法等の詳細については、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社（NACCSセンター）のホームページ (<http://www.naccs.jp/>) を参照してください。

6 合格発表

令和2年11月27日（金）（予定）に合格者の氏名及び受験番号を官報に掲載するとともに、受験した税関の各官署及び税関ホームページ (<http://www.customs.go.jp/>) に合格者の受験番号を掲示・掲載します。また、合格者には通関士試験合格証書を郵送（合格発表日以降に発送）します。

なお、上記により合格を確認したにもかかわらず、通関士試験合格証書が12月4日（金）までに到着しない場合には、受験した試験地を管轄する税関の通関業監督官までお問い合わせください。

II 受験手続

1 受験願書を書面により提出する場合

(1) 出願書類

- ① 受験願書…… 所要事項を記載し、受験手数料として **3,000 円分の収入印紙（現金、郵便切手、収入証紙等は不可）** を過不足なく所定の箇所に貼ってください。
※ 受験願書及び下記②の受験票に記載する氏名は、合格証書に使用するため、戸籍等公的書類で確認できるものと同一文字を楷書で丁寧に記載してください。
- ② 受験票…… 所要事項を記載し、**写真（無背景、無帽、正面を向いた上半身のもので、受験願書提出前1年以内に撮影したもの。大きさ縦3.5cm、横3cm。カラー、白黒を問わない。）** を所定の箇所に貼ってください。
ただし、不鮮明な写真、後日変色のおそれのある写真、また、後日写真の表面と裏面が剥がれてしまうおそれのある写真は受け付けられません。
※ 郵送による出願の場合には、必ず63円分の切手を貼ってください。
※ 受験票に記載する年齢は、受験願書受付締切日（令和2年8月11日）現在の年齢を記載してください。
- ③ 通関士試験科目の一部免除通知書の写し…… 既に「通関士試験科目の一部免除通知書」の交付を受けている方に限ります。今回の試験で初めて試験科目の一部免除を受けようとする方は、後記(3)の手続を必要とします。

(2) 申込みの方法等

① 出願書類請求方法

出願用紙及び受験票の各用紙は、前記 I の 4 の受験願書の提出先に請求してください。これらの用紙を郵便で請求する場合には、**必ず所要の切手（140 円）を貼ったあて先明記の返信用封筒（角形 2 号封筒：A 4 サイズが入る大きさのもの）** を同封し、受験願書受付期間に間に合うよう早めに請求してください。

② 申込みの方法

前記(1)の出願書類を前記 I の 4 の受験願書の提出先に提出してください。

出願書類を郵送する場合には、**必ず「書留」、「簡易書留」又は「特定記録」の追跡可能な方法とし、封筒の表に「通関士試験」と朱書してください。** 郵送の場合は、令和2年8月11日（火）までの消印のあるものが有効です。

出願書類を郵送以外の方法で送付する場合には、令和2年8月11日（火）午後5時までに税関に到着したものに限り受け付けます。

また、**試験科目の一部免除申請を同時に行う場合には、後日、受験票と通関士試験科目の一部免除通知書又は申請却下通知書を同時に送付しますので、必ず所要の切手（書留であれば575円、簡易書留であれば460円、特定記録であれば300円）を貼ったあて先明記の返信用封筒（角形2号封筒：A4サイズが入る大きさのもの）を同封してください。** この場合には、**受験票に63円分の切手を貼る必要はありません。**（直接税関へ出願書類を持参して申し込む場合であっても、返信用封筒は添付してください。）

※ 一部免除通知書等については、書留、簡易書留、又は特定記録にて送付しますので、所要の切手が不足している場合、送付前に不足分についてご連絡するため送付まで時間がかかることがあります。貼り忘れにご注意ください。

③ 身体に障害があるため特別な措置を希望される方は、受験申込みの際にその旨を申し出てください。

(3) 試験科目の一部免除

初めて試験科目の一部免除を受けようとする方は、次により手続を行ってください。

① 免除を受けられる場合と免除される科目

イ 通関業者の通関業務又は官庁における関税その他通関に関する事務（税関の事務及びその監督に係る事務をいう。以下同じ。）に従事した期間が通算して15年以上になるとき……… 前記 I の 2 の(2)の《2》及び《3》の科目が免除されます。

ロ 通関業者の通関業務又は官庁における通関事務（税関における貨物の通関事務（その監督に係る事務を含む。）をいう。以下同じ。）に従事した期間が通算して5年以上になるとき……… 前記 I の 2 の(2)の《3》の科目が免除されます。

なお、通関業者の通関業務及び官庁の関税に関する事務等の中には、特別の判断を必要としない機械的事務（例えば、自己の判断を要しない単なるパソコン等への入力事務

及びタイプ事務、使送事務、貨物の内容点検業務等)は含まれないことになっています。

② 期間計算

通関業者の通関業務又は官庁の事務に従事した期間の計算方法は、次によるものとします。

- イ 通関業者の通関業務又は官庁の事務に最初に従事することとなった日を始期とし、当該業務又は事務に従事しないこととなった日の前日又は受験願書受付締切日を終期として計算します。この場合に、始期となる日又は終期となる日の属する月はそれぞれ1月として計算し、始期と終期との間に当該業務又は事務に従事しないこととなった場合には、それぞれの従事する期間について同様の方法によって計算したうえで合算します。
- ロ 同一の月においてその従事しないこととなった通関業者の通関業務又は官庁の事務に再び従事することとなったときは、その月においては、当該業務又は事務に引き続き従事したものとして計算します。
- ハ 官庁における関税その他通関に関する事務に従事していた方が、同一月内に通関業者の通関業務若しくは官庁における通関事務に従事することとなった場合又はその反対の場合においては、その月については、通関業者の通関業務若しくは官庁における通関事務に従事していたものとして計算します。

③ 申請手続

イ 申請書類

試験科目の一部免除を受けようとする方は、「通関士試験科目の一部免除申請書」(税関様式B-1210)1通に次のいずれかの者が証明した「証明書」(税関様式B-1215)を添えて、受験願書と一括して税関へ提出してください。(様式は出願書類を請求する際に併せて請求するか、税関ホームページから入手してください。)

なお、必ず所要の切手を貼ったあて先明記の「書留」、「簡易書留」又は「特定記録」とした返信用封筒(角形2号封筒:A4サイズが入る大きさのもの)を添付してください。(直接税関へ出願書類を持参して申し込む場合であっても返信用封筒は添付してください。)

- a 通関業者の通関業務に従事していた方又は従事している方の場合は、当該通関業者(これらの者が2以上である場合には、それぞれの者)又は通関業者であった者。
この場合において通関業者が死亡し、又は解散した等の理由によりその証明を得られない場合で、当該通関業者が所属していた通関業者の組織団体がその事実を証明できるときは、当該組織団体の代表者。
- b 官庁における事務に従事していた方で退職している方の場合は、当該事務に係る最終所属官庁の長。
- c 通関業者の通関業務に従事した期間と官庁の事務に従事した期間を通算することにより免除を受けることができることとなる方の場合は、前記a及びbのそれぞれの者。
- d 現に官庁に勤務している方の場合は、当該官庁の長。

ロ 申請書提出期間

前記Iの5の(1)の受験願書受付期間と同一期間とします。

なお、免除の決定のため審査を要しますので、なるべく早めに提出してください。

④ 免除の決定等

審査の結果、免除することに決定したときは、受験票とともに「通関士試験科目の一部免除通知書」を交付します。また、免除しないことに決定したときは、「通関士試験科目の一部免除申請却下通知書」を交付します。

なお、「通関士試験科目の一部免除通知書」の交付が行われた場合でも、虚偽の証明に基づく申請であることが明らかとなった場合には、受験禁止又は合格決定の取消しの処分がされるほか、以後2年以内の期間を定めて受験を禁止することがあります。

2 受験願書をNACCSを使用して提出する場合

NACCSを使用して受験願書の提出及び試験科目の一部免除申請を行うことができます。NACCSを使用するためには、あらかじめNACCSセンターにNACCSの利用申込み手続を行う必要があります。

なお、NACCSの利用申込み手続を行ってから利用可能になるまでに必要な期間については、NACCSセンターにお問い合わせください。

(1) 出願書類

- ① 受験願書…… NACCSを使用して提出します。
- ② 受験票…… 前記1の(1)の②と同じです。NACCSによる提出はできません。
- ③ 通関士試験科目の一部免除通知書の写し…… 前記1の(1)の③と同じです。なお、前回(第53回)までに「通関士試験科目の一部免除通知書」の交付を受けている場合には、当該通知書をスキャナー等で読み込み、画像ファイルとして添付することにより、NACCSを使用して提出することができます。

(2) 申込みの方法等

① 出願書類請求方法

受験票の請求方法は、前記1の(2)の①と同じです。受験願書受付期間に間に合うよう早めに請求してください。

② 申込みの方法

NACCSを使用して受験願書を提出した後、内容に不備がなければ、NACCSから受験手数料の納付に必要な納付情報が配信されますので、その納付情報に基づいて受験手数料の2,900円を、令和2年8月11日(火)午後5時までに必ず電子納付してください。また、前記(1)の出願書類のうち②の受験票及び③の通関士試験科目の一部免除通知書の写しを前記Iの4の受験願書の提出先に令和2年8月11日(火)午後5時までに必ず提出してください。受理された場合には、出願者へ受験票が交付されます。

出願書類を郵送する場合には、必ず「書留」、「簡易書留」又は「特定記録」の追跡可能な方法とし、封筒の表に「通関士試験」と朱書してください。郵送の場合は、令和2年8月11日(火)までの消印のあるものが有効です。

出願書類を郵送以外の方法で送付する場合には、令和2年8月11日(火)午後5時までに税関に到着したものに限り受け付けます。

- ③ 身体に障害があるため特別な措置を希望される方は、受験申込みの際にその旨を申し出てください。

(3) 試験科目の一部免除

① 申請手続

NACCSを使用して試験科目の一部免除申請を行うことができます。この場合においても、NACCSを使用して「証明書」を提出することができないため、別途前記1の(3)の③のイの「証明書」を提出する必要があります。

なお、「証明書」の提出時に必ず所要の切手を貼ったあて先明記の「書留」、「簡易書留」又は「特定記録」とした返信用封筒(角形2号封筒：A4サイズが入る大きさのもの)を添付してください。

② 免除の決定等

前記1の(3)の④と同じです。

III その他

1 受験の際の注意事項

- (1) 試験場では係員の指示に従って行動してください。
- (2) 受験者は、試験開始30分前(午前9時)までに必ず試験場に集合してください。試験開始時に遅刻した場合は、原則として入場を認めません。
- (3) 試験場には、必ず受験票を持参してください。持参しない方は入場できません。受験票の他には、筆記用具及び必要に応じ携帯用電子計算機をお持ちください。
(注) 携帯用電子計算機は、次の各条件に該当するもののみ使用を認めます。
イ 計算機能のみを有するもの(例えば、紙に記録する機能、音を発する機能、電子手帳機能を有するもの、**関数電卓等は不可**。)
ロ 数値を表示する部分がおおむね水平であるもの(数値を表示する部分が周囲に見えない程度の傾斜であるものは可。)
ハ 電源内蔵式のもの
- (4) 各試験科目の開始時刻の15分前までに着席してください。
- (5) 試験時間中は、次のもの以外は、すべてかばん等の中にしまい、足元に置いてください。
 - ・受験票
 - ・筆記用具

- ・携帯用電子計算機（「通関書類の作成要領その他通関手続の実務」の試験時間のみに限る。）
 - ・時計（通信機能・計算機能がないもの）
- ※ 机上に置ける筆記用具は、HB又はBの黒鉛筆（シャープペンシルを含む。）、色鉛筆、蛍光ペン、色付きペン、プラスチック製消しゴム、定規です。筆箱等の収納用具は机上に置けません。また、筆箱のほか、耳栓等上記以外のものはすべてかばん等の中にしまってください。
- ※ 試験場には時計が設置されていない場合がありますので、時計の持参をお勧めします。（音を発する機能を有するものは音の出ない設定にしてください。）
- (6) 答案用紙に記入する氏名、受験番号及び受験地は厳に書き誤りのないように注意してください。
 - (7) 答案用紙はマークシート方式です。答案用紙への記入はHB又はBの黒鉛筆（シャープペンシルを含む。）を使用してください。それ以外の筆記用具を使用した場合は採点されないことがあります。また、修正はプラスチック製消しゴムを用いてください。
 - (8) 試験場には駐車場の用意はありませんので、車での来場はご遠慮ください。
 - (9) 試験室内での携帯電話等の通信機器類及び計算機能・通信機能等が付いている腕時計・眼鏡などの電子機器類の使用を禁止します。（(3)の携帯用電子計算機を除く。）
 - (10) 試験開始後30分間及び試験終了前10分間は、試験室からの退出を認めません。
 - (11) 不正の手段により通関士試験を受け、又は受けようとした場合には、受験を禁止し、又は合格の決定を取り消されるほか、以後2年以内の期間を定めて受験を禁止されることがあります。
 - (12) 試験時間中の飲食は、原則禁止です。
 - (13) 試験時間中に日常的な生活騒音等（係員の巡回による足音、監督業務上必要な発言、航空機、自動車、風雨、空調の音、周囲の受験者の咳・くしゃみ・鼻をすする音、計算機の打音、照明の点滅等）が発生した場合でも救済措置は行いません。

2 試験に関する照会

- (1) 通関士試験について不明な点があるときは、前記Iの4の税関の通関業監督官にお問い合わせください（土曜日、日曜日及び祝日等を除く。）。郵便による照会は、所要の切手を貼ったあて先明記の返信用封筒を同封してください。
- (2) 願書受付期間中に書類を提出後、令和2年8月24日(月)までに受験票が届かない場合は、提出先の税関へ必ず連絡してください。
- (3) 災害等が発生した場合における試験実施に関する情報については、税関ホームページに掲載しますので、税関ホームページで確認してください。
- (4) 試験の結果は、官報、受験した税関の各官署の掲示板、税関ホームページで確認してください。試験の結果に関する照会には応じられません。

3 財務大臣の確認

通関士試験の合格者が通関士として通関業務に従事しようとする場合には、通関業法第31条の規定により、勤務先の通関業者の申請に基づく財務大臣の「確認」が必要です。

○ 通関士試験に関するQ&A

Q 1 通関士の仕事について教えてください。

A 1 貨物を輸出又は輸入しようとする者は、その貨物の品名、数量、価格等必要な事項を税関長に申告し、許可を受けなければなりません。この通関手続に関して、輸出入者の代理又は代行をするのが通関業者です。この通関手続には、適正な申告を行うための高度な専門能力が要求されますので、通関業者は原則として営業所ごとに通関士を置くことが義務付けられています。

このように、通関士は、通関業者が行う通関業務に従事し、通関業者が税関官署に提出する輸出入申告書等の通関書類の内容を審査する重要な仕事を行います。

Q 2 通関士試験に合格すれば、すぐに通関士となることができますか。

A 2 通関業者は、通関士試験に合格した者を通関士として通関業務に従事させようとする場合には、その者の氏名、通関業務に従事させようとする営業所の名称等を財務大臣に届け出て、その者が通関士の欠格事由に該当しないことの確認を受ける必要があります。通関士試験の合格は、あくまでも通関士になるための資格を取得したということであり、通関士として通関業務に従事する場合には上記の確認を受ける必要があります。

なお、通関士試験に合格した者は、受験地にかかわらず、どの税関の管轄区域においても通関士となることができます。

Q 3 現在、東京都内に住んでいますが、受験は東京都でなければなりませんか。

A 3 全国同時に行われる試験ですので、どこの受験地でも受けられます。
ただし、受験願書は、受験地を管轄する税関に提出してください。

Q 4 受験願書を郵送以外の方法で送ることはできますか。

A 4 郵送以外の方法で受験願書を送付することはできますが、その場合であっても、受験願書受付期間（令和2年8月11日（火）午後5時）までに税関に到着するように発送してください。

Q 5 インターネットを使用して受験願書を提出することはできますか。

A 5 インターネットを使用した受験願書の提出については、輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）を使用して行うことができます。

ただし、受験票は別途書面により提出する必要があります。また、受験願書の受付期間・時間内に、必ず受験手数料を電子納付する必要があります。上記の受付期間・時間内に受験票の提出がない場合又は受験手数料の納付が行われない場合は、NACCSを使用した受験願書の提出自体が無効となりますので注意してください。

NACCSの利用に際しては、あらかじめ輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社（NACCSセンター）にNACCSの利用申込みを行う必要があります。NACCSの利用申込み手続や使用方法等の詳細については、NACCSセンターのホームページ(<http://www.naccs.jp/>)を参照してください。

なお、NACCSを利用して受験願書を提出した場合は、受験願書提出後にNACCSから配信される納付情報に基づいて受験手数料2,900円を電子納付してください。

Q 6 通関士試験の合格基準を教えてください。

A 6 通関士試験の合格基準は事前には公表しておりません。合格発表の際に公表することとしています。

Q 7 通関士試験の合否はどのようにして知ることができますか。

A 7 ① 合格発表当日に官報に合格者の氏名及び受験番号を公告します。官報は全国の官報販売所で販売しております。また、国立印刷局のホームページに直近30日間分のインターネット版官報が掲載されています。

② 合格発表当日に受験した税関の各官署に合格者の受験番号を掲示します。

③ 税関ホームページに全国の合格者の受験番号を掲載します。

④ 合格者には、合格発表日以降に合格証書を発送します。上記により合格を確認したにもかかわらず、12月4日（金）になっても合格証書が届かない場合には受験地を管轄する税関の通関業監督官にお問い合わせ下さい。

なお、合否についてのお問い合わせには応じられません。

Q 8 通関士試験の合格率を教えてください。

A 8

	第49回 (H27)	第50回 (H28)	第51回 (H29)	第52回 (H30)	第53回 (R1)
受験者数	7,578人	6,997人	6,535人	6,218人	6,388人
合格者数	764人	688人	1,392人	905人	878人
合格率	10.1%	9.8%	21.3%	14.6%	13.7%

Q 9 受験に当たっての新型コロナウイルス感染症対策に係る留意事項はありますか。

A 9 受験に当たっての新型コロナウイルス感染症対策に係る留意事項等については、適宜、税関ホームページの「第54回通関士試験（令和2年）」のページに掲載してお知らせします。

税関ホームページの情報をご確認いただきますようお願いいたします。